

# 就学年齢は引き下げてよいか

堀

要

しての決定的なこの問題の解決的な結論を出すことはできない。



(一) 就学年齢を引き下げる問題はどのようにして起つたか、及び

この問題がどの程度に当局者によって検討せられているのかについて  
私は何も知らない。また現在どういう人がどうい  
う基礎と立場とで、この問題どりくんでいるかの詳細も知らない。  
にもかかわらず編集部から意見を求められてすぐに応じること  
にしたのは、昭和十五年頃私が従事していた研究がこの問題に

関係があると考えて関心をもつたことと、私の児童精神医学の臨  
床で就学延期の問題を処理しなければならない事例にしばしば出  
あうために、この問題に関心をもたざるを得ない生活をしている  
ことによるので、今この問題を研究しているわけではないが、  
研究している方々に参考資料を提供する義務のようなものがある  
ように感じていたからである。私にとっては資料不足のため私と

どのような基礎で現行法令のような就学年齢の規定がなされた  
のかは知らないが、おそらく諸外国の例を参考として経験の蓄積  
による直観にてらしあわせたこともあるのである。

ここで私の研究業績を引用する。それは、「児童の容姿(身体形  
態)の転換に関する研究(名古屋医学会雑誌第五卷第四号)」及び、  
これに関連した二、三の研究論文である。(因みに容姿に関しては  
筆者近著「子どもの神経症」〔金原出版株式会社刊〕に容姿度を  
図示して要約解説しておいた)この研究はソエラー(一九三六年)  
が明らかにした事実、即ち人間は成人するまでに身体の全体とし  
ての形態、即ち容姿が二回大きく変化し、第一回は幼児期から学

童期にかけてであり第二回は思春期であつて、前者を第一次容姿転換、後者を第二次容姿転換（第二次容姿転換については近刊「現代の精神衛生講座」〔誠信書房刊〕第三巻参照）と呼んだことにについての日本人における追試と發展をなしたものである。ツエラーが第一次容姿転換の前後の容姿をそれぞれ幼児型及び学童型<sup>1</sup>とし、転換途上の容姿を移行型としたのに対し、移行型は明らかに幼児型に近いものと学童型に近いものと、ちょうど中間のものとに判別できる所から容姿度という尺度概念を作り、幼児型を<sup>1</sup>、学童型を<sup>5</sup>、とし、移行型を<sup>2</sup>・<sup>3</sup>・<sup>4</sup>とわけることにした。このようにして集計すると、容姿転換のようすがシグモイド曲線として図示でき、その曲線の変向点が、ちょうど容姿<sup>3</sup>。年令六才三、四ヶ月のところにあることがわかった。また行動觀察によると、容姿度は知能年齢や生活年齢よりは、はるかに密接に生活態度に関係していることがわかり、容姿度は成熟度をあらわしているとみてよいと考えるにいたつた。

このことを端的に示す二、三の例をあげてみる。小学二年生で、たまたま絵の上手な二人の児童があった。一人は写生画にすぐれているが想画がかけない。他の一人は想画にすぐれているが写生画がかけない。そして前者は容姿<sup>5</sup>で後者は容姿<sup>2</sup>であった。小学四年生になるとほとんどが全部が容姿<sup>5</sup>になる。四年生というのは受験にも関係がないこともあろうし、精神分析学的にいえば

潜伏期に入ったということもあるが、成熟程度がそろうといふことが学級管理を容易にするのではないかと思われる。経験的に楽な学級として最も多く新任教諭が担任をあてがわれる学級である。小学三年から四年にかけて描画への興味を失なう児童の多くなるのは、想画がかけなくなり写実が技術的に思うようにならぬいというためであろう。想画のよろこびをつづけさせればこの年齢でも描画への興味は失なわない。

名古屋市内の当時の小針小学校で昭和十六年度の新入学一年生の学級編成に際して、一つの学級を容姿<sup>1</sup>の少数の全員に容姿<sup>2</sup>を加えて作り、別の学級を容姿<sup>5</sup>の少数全員に容姿<sup>4</sup>を全員加え不足の少数を体格の大きい<sup>3</sup>の者をおぎなつて作つた。前者に経験一年の女教師を、後者に経験十年の女教師を割あてた。そして担任には編成方法を秘密にしておいた。学期がはじまつてまもなく、前者は学級としてよくまとまり経験の浅い担任にもかかわらず学級運営は円滑にはかどつた。後者は十年の経験者にかかわらず、なかなか学級としてのまとまりがおこらず、一学期のおわり頃には担任は前者をみて、あせり苦しんだ。一学期がすんでから学年主任がはじめて編成を明らかにして、後者の担任が安心するとともに秘密にされたことを恨んだ。体操の時間、当時の一年生の指導要項に従うと、前者の学級はまことにかわいらしく幼稚園の子どもたちの体操のようであり、後者のクラスでは、全くよき

わしくなくばかにしているみたいにみえた。たまたま後者のクラスが体育の時間で運動場にいるのを見た校長室の来客が、あれは三年生ですか、ときき、校長から一年生だとされておどろいたので、いあわせた私が、編成の仕様の説明をした。

小学一年生で神経症反応をおこした事例で、環境的に特に問題のない場合、I.Q.が高くて容姿度の低いのが大きい条件とみられることがあり、やわらかくまもるだけで、一年位の内に完全に正常化するのを見る。また一年生でI.Q.が低いが容姿度も低い子どもは、三年位になるとI.Q.が上がるのを見ることができる。これらのことから、容姿度は知能年令とは関係がないことがわかる。

以上のような私の研究と経験とから、小学生として義務年限を一年引き下げるに私は非常な心配をもっている。一学級は三十名以下とし、担任は幼児教育者として専門的に訓練せられた者でなければならない。だから、もし義務教育年限を下に一年延長するならば、それは幼稚園の一年を義務化するというかたちをどうのが安全ではないかと思う。

### (二)

終戦後数年たつて愛知学芸大学附属小学校で新教育の研究会があつた。私は校医をしていたし興味もあって出席した。県内でさきがけて、そこの学童の実態調査にもづいてカリキュラム・チ

ャートの発表があつた。これには一年二年を基本的習慣形成期としてあつたが、その内容をみると、多くは就学までに家庭で完了していなければならぬ事項であつた。比較的に社会的地位の高い子どもが集まるところではあるが、私は當時の主事と、この一、二年は、むしろ家庭教育欠陥もどづいてのものであつた。もともと戦後の数年は社会的地位の低い家庭の子ども方が何かにつけてめぐまれていたかも知れないが、私は當時の主事と、この一、二年は、むしろ家庭教育欠陥矯正期とすべきだと私的に討論したことであつた。

私は義務教育を一年下へ延長することに必ずしも反対するためには、この例を出したのではない。家庭教育でなすべきことを、このことによつて学校教育へ吸収する。というようなことにならなければならぬ。だから、もし義務教育年限を下に一年延長する少くとも家庭教育を、ことに幼児に対しても充実させるはたらきのできるような配慮をすることなくして、教育は学校というように考えすぎてはならない。精神衛生上の禍根をのこすことになるおそれがあるからである。

### (四)

山下俊郎氏はかつて、就学に必要な知能年齢は五才以上であるといっておられた。私の臨床における就学延期適格判定基準の一つにこの意見を長年活用させてもらつてゐる。就学を一年延期し

て知能年齢が五才に達する見込みがあれば、その他の条件を勘案して延期適当と判断するが、その見込みのない時は、むしろ延期せずに就学をすすめ、特殊教育の機会にめぐまれるように配慮する。また就学時六才半以下になる子どもで、一月の時点で未だ幼児型即ち容姿<sup>1</sup>を示す未成熟の児童には、知能年齢五才以上に達する見込みはあつても就学延期をすすめる。それは就学初期条件をよくする精神衛生的配慮のためである。しかもそれは一学級が四十名以上になることを前提としてである。

前記小針小学校で、たまたまIQ<sub>1</sub>をほぼ等しくし、容姿も共に<sup>2</sup>の男児二人を比較することができた。一人は平均容姿度の低い養護学級に属し、一人はそれより平均容姿度の高い普通学級に属していた。学級内人員には大きい差はなかった。学業成績は、養護学級に属する子どもの方がはるかに上位になっていた。一般的にいって成熟度のすんでいる学級の、小数の成熟のおくれている子どもは、学級生活からストレスをうけると考えなければならぬ。神経症反応とまではいかなくとも学習能率の低下が起り得る。また、筋弱体質の児童について調査したが、一学級十名以内ばかりの学校（戦前私立小学校で、公立にきりかえられたばかりの小さい国民学校があつた）の中ではこの体質の子どもに学習上の特別の異常はみられなかつたのが、一学級四十名の学芸大学附属小学校では、始業はじめと下校時の計算能力の比較で、明らかに他の児童よりは疲労が多いことが認められた。即ち四十名を

こえる集団教育では、個々の児童の体質の偏位が何らかのかたちでハンディキャップになる可能性があると思われる。

一学級構成人員数の適正についての科学的研究をぬきにして就学年齢引き下げの問題を結論づけてならないことを充分警告しておきたいのである。

#### (五)

最後に私は、もし就学年齢を引き下げるなら、一年とかぎらず、半年か一年半かを引き下げるということも案として検討せらるべきことを提案したい。もし二月の時点で、知能年齢五才以下及び容姿度<sup>1</sup>を除外できるならば現在の指導要領を大幅に加えることなく、四月一日現在において満六才一日を最年少とするかわりに満五才六ヶ月一日を最年少とするように半年下げることは充分可能ではないかと思うのである。その上に幼稚園一年を加えるなら、義務教育年限を下に一年半さげることになる。そしてこれは上を半年早めて修了させることになるわけである。このようによ年月日の方で学制の年令を全体として半年引き下げるなら、現行制度と教育計画に、さほど大きい変更を加えることなく実現が可能であろうが、そうでない場合は、児童の医学的及び心理学的研究を充分に検討した上で、尚教育学的にも充分基礎をととのえた上で実現をはからなければ、思わぬ障害にぶつかるのではないかと心配である。